

平成 27 年度

第 3 回 米子市図書館協議会

資 料

(平成 27 年 10 月 29 日)

- [資料 1 - 1] 運営体制の変更による変化
- [資料 1 - 2] 図書館の運営体制について (財団が指定管理者)
- [資料 1 - 3] 図書館の運営体制について (民間企業が指定管理者)
- [資料 2] 図書館の運営方針 (新 7 か条)(案) についての
ご意見・ご質問
- [参考資料] 図書館法

運営体制の変更による変化

	現在（一部業務委託）	完全直営	財団を相手とした指定管理	公募による指定管理
選書委員会の構成	市の職員である館長 財団職員	市職員	教育委員会職員 財団職員	教育委員会職員 指定管理者職員
ボランティアの受入	財団	市	財団	指定管理者
本等の寄贈	市で受け入れ市の蔵書となる			
学校支援（学校図書室との連携）の体制				
市が関与するシステム	市の職員である館長が管理		<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会による調査・点検、改善指示 ・館からの報告に対する確認 	
図書館協議会	教育委員会が設置（法定）			
専門的な職員の確保	財団で確保	市で確保 [定員適正化計画及び人事管理方針との整合性が問題となる]	財団で確保	指定管理者で確保
指揮命令系統	館長 委託業務管理責任者 委託業務管理責任者 司書	館長 司書		
経費		多大な経費がかかる	現在と同等	安くなる可能性がある

図書館の運営体制について
(財団が指定管理者)

		A 市立図書館	B 市立図書館	C 市立図書館
1	運営体制について	【11館】 館長11名(うち司書資格者11名) 職員113名(うち司書資格者91名)	【分館】 館長1名 職員8名(うち司書資格者7名)	【本館・1分館】 館長1名 職員2名(うち司書資格者2名)
2	選書及び納入の方法について	選書 「市立図書館資料収集方針」に基づいて、各館の職員による集中選書会議で選書 納入 主に地元の書店で構成する「図書サービスセンター」から見計らいで納入。その他、行政資料や専門書、直販図書等内容に応じて書店から購入	選書 市が所管(市が設置する選書委員会で行う) 納入 地元の書店で構成する市立図書館図書納入協会から主に納入	選書 図書館が所管(司書を中心として全職員で行う) 納入 地元の書店で納入する
3	ボランティアの受入について	財団で募集。養成講座を受講後、ボランティアとして登録	本館からの紹介、その他市内で活動される団体に依頼し決定	市報、館報で募集する
4	学校支援(学校図書室との連携)、学校との連携の方法について	児童サービスの中央館であるこども図書館が中心となって学校支援を行っているが、図書館が直接学校と連絡を取りあって連携している	市内の学校図書館教育担当者や学校司書にレファレンス・本の提供等を行っている	図書館と学校司書(市が配置している)が直接連絡を取り合って連携している
5	自治体との関係が希薄にならないよう留意していることについて	財団は市の外郭団体であり、管理施設のそれぞれの元課とは連携を取って運営している。現在、財団には、7名の市からの派遣職員がいる。図書館は市の施設であり、市の元課とは常に連携して情報交換等を行っている	市文化振興財団は、図書館だけでなく市内にある9施設の指定管理を請け負っており、実績・ノウハウを活かして市の関係課との連携を取りながら事業を行っていること、開館(H4年開館)以降、図書館業務を受託していることから、希薄になりにくいと考えている	市の関係課と緊密な連携を取るようになっている

(財団が指定管理者)

		A市立図書館	B市立図書館	C市立図書館
6	関係団体との関係が希薄にならないよう留意していることについて	これまでの実績により、他の公共図書館をはじめとする関係団体と連携して事業を行っている ・連携している団体 大学、公共図書館、学校関係、中小企業診断協会、金融公庫、新聞社、書店組合、野鳥の会、企業等	なし	県立図書館との連携は勿論であるが、各教育関係機関をはじめ、様々な施設等のテーマイベント等との連携・協力姿勢を取るようしている
7	図書館を利用する市民団体等が行う事業に対する支援内容について	図書館を拠点として活動する市民団体（郷土関係研究会）への場所の提供、展示、講演会等共催	ボランティアへの場所の提供とプログラム選定の補助	文化研究会・子ども読書等推進の会支部の事務局であり、読書会等への場所提供（公民館との併設のため会場使用申請が必要）や会議運営、資料作成補助などを行っている
8	図書館協議会について	法に定める図書館協議会	法に定める図書館協議会	法に定める図書館協議会
9	図書館での恒常的な物販について	なし	なし	郷土の文化財を調査研究した冊子
10	現在の体制について改善すべき点について	なし	なし	市教育文化財団が指定管理を受けて運営しているが、基幹的部分において市との協議の場の設置が必要であると思う。

(財団が指定管理者)

		A 市立図書館	B 市立図書館	C 市立図書館
11	指定管理者制度導入によるメリットについて	<ul style="list-style-type: none"> ・指定期間（4年間）に、効率的・効果的な施設管理と事業展開ができる ・指定管理者からの提案により、休館日の縮小や開館時間の延長、カラーによる資料複写サービスの導入など、図書館サービスの向上を推進している 	生涯学習センター（以下「ホール」という）の複合施設の一部であるため、施設全体を一括して指定管理とすることで下記のメリットが得られる <ul style="list-style-type: none"> ・財政的メリット 委託業務、修繕、消耗品の購入等における一括契約のスケールメリットや、経理事務の一括管理、職員間の連絡や連携体制の合理化による各種経費の削減 ・事業的メリット 図書館・ホール利用者の交流や新たな興味へのきっかけづくりとなり、図書館利用者がホール事業へ参加したり、ホール利用者が連携事業を知り図書館に興味を持つことで、今まで知りえなかった生涯学習の場へ足を運び、もって図書館・ホールの利用者満足度・利用者人数の増加が期待できる 	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理の期間を長期間とすることで計画的な雇用や人材育成ができること ・弾力的な人員配置ができること
12	指定管理者制度導入によるデメリット、対応策について	なし	市の所管で図書館システムを管理しているため、システム障害発生時やシステム関連の苦情時の対応が十分にできない場合がある	<ul style="list-style-type: none"> ・行政の関与が希薄になるというイメージにつながる ・人員配置について、直接関与ができないこと

図書館の運営体制について
（民間企業が指定管理者）

		D 市立図書館	E 市立図書館	F 市立図書館
1	運営体制について	<p>【2館】</p> <p>A 図書館 館長 1 名 職員 15 名(うち司書資格者 13 名)</p> <p>B 図書館 館長 1 名(司書資格者) 職員 11 名(うち司書資格者 9 名)</p>	<p>【3館】</p> <p>A 図書館 館長 1 名(司書資格者) 職員 13 名(うち司書資格者 13 名)</p> <p>B 図書館 館長 1 名(司書資格者) 職員 13 名(うち司書資格者 13 名) 職員 4 名(図書館と併設の生涯学習ルーム担当、内 2 名は司書資格者資格取得中)</p> <p>C 図書館 館長 1 名(司書資格者) 職員 13 名(うち司書資格者 13 名)</p>	<p>【本館・1分室・1分館】</p> <p>本館 館長 1 名 職員 29 名(うち司書資格者 22 名)</p> <p>分室 職員 5 名(うち司書資格者 4 名)</p> <p>分館 分館長 1 名 職員 17 名(うち司書資格者 13 名)</p>
2	選書及び納入の方法について	<p>選書 市所管(図書館で選書し、市で決定、図書館が発注)</p> <p>納入 地元の書店で構成する市立図書館図書納入組合から納入</p>	<p>選書 市が所管(市が主催する選書会議で半期毎に市と図書館が協議して選書方針を決定、毎週図書館で作成した選書リストを市が確認し、図書館より発注)</p> <p>納入 市が売買契約を結んだ指定管理者より購入(ICタグ等付帯装備を付けた状態)、または、地元の書店にて購入。支払は市で行う</p>	<p>選書 条例に基づき選書権は市が有する。指定管理者による1次選定結果をもとに市が2次選定をおこない、必要に応じて指示を行う。また指定管理者が選定した除籍候補資料を市が精査し、必要に応じて指示を行う。備品への繰り入れ、廃棄は市が最終決定</p> <p>納入 指定管理者が発注・調達。雑誌は原則として地元書店組合に発注している</p>
3	ボランティアの受入について	指定管理者が募集し決定	指定管理者が募集し決定	指定管理者が募集し決定

(民間企業が指定管理者)

		D 市立図書館	E 市立図書館	F 市立図書館
4	学校支援(学校図書室との連携)、学校との連携の方法について	<p>学校連携事業としては、つぎのとおり 団体貸出事業(50冊/件・回 1か月) 出張おはなし会、出張ブックトーク 図書館施設見学受入 職場体験受入 教職員研修受入 学校図書館教職員連絡会に参加</p> <p>連携方法 学校担当者から図書館担当者に申し込み</p>	市内の小学校について、月2回学校図書室の運営補助(書架整理・読み聞かせ)を実施している	<p>指定管理者と学校(担任)が直接連絡を取り合って連携することにより、新たな連携が増えている</p> <ul style="list-style-type: none"> ・図書館を使った調べる学習コンクール(図書振興財団、教育委員会、市) ・天体観測(市立天文科学館、高校、県立図書館) ・郷土史井戸端会議(ガイド塾)
5	自治体との関係が希薄にならないよう留意していることについて	<p>A 図書館 館長が、案件ごとに市担当課へ事務連絡(書類や報告書の受領提出、事務打合せ) 市担当課と館長・次長・(窓口責任者)を交えて検討打ち合わせ</p> <p>B 図書館 館長が、毎日市担当課へ事務連絡(書類や報告書の受領提出、事務打合せ) 市担当課と館長・次長・(窓口責任者)を交えて検討打ち合わせ</p>	年間事業計画の方向性や、日常的なサービス水準の維持向上のための指導・業務点検、毎月および四半期毎の実績報告に基づく運営協議、新規コーナー設置のためのレイアウト変更協議など、市の関係課と緊密に連携している	市の担当者と指定管理者とが随時情報交換を行うとともに、指定管理者に移管後も図書館行政については市が主体的に臨むこととしている
6	関係団体との関係が希薄にならないよう留意していることについて	他市や他の公共図書館を初めとする関係団体と連携をおこなっている	これまでの実績により、他の公共図書館を初めとする関係団体と連携して事業を行っている	指定管理者制度に移行以前よりも、より密に関係団体と連絡を取り合っている。また、新たな団体との連携を積極的に行っている
7	図書館を利用する市民団体等が行う事業に対する支援内容について	図書館を拠点として活動する市民団体(読書会や読み聞かせのボランティア)への場所の提供	図書館を拠点として活動する市民団体(郷土研究会、読み聞かせのボランティア等)への場所の提供と資料作成補助	<p>図書館を拠点として活動する市民団体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・読み聞かせボランティア、ストーリーテリングボランティア、対面朗読ボランティア、音訳ボランティア、点訳ボランティア、紙芝居サークル、映画サークル等への場所の提供や資料作成補助 ・新たに、児童サービスボランティアと一緒に行事を行っている

(民間企業が指定管理者)

		D 市立図書館	E 市立図書館	F 市立図書館
8	図書館協議会について	法に定める図書館協議会	なし	市立図書館運営評価委員会（市が設置し、指定管理者による管理運営状況の評価を行う）
9	図書館での恒常的な物販について	なし	なし	自動販売機による飲料販売（屋外：市、館内：指定管理者）
10	現在の体制について改善すべき点について	館の特性が異なることもあってか、方向性が違うことがあるため、方向性の統一を図ること	なし	平成26年度より全3館を対象に指定管理者制度を導入し、大幅なサービス向上が実現され非常に高い評価を得ている
11	指定管理者制度導入によるメリットについて	<ul style="list-style-type: none"> ・民間の図書館運営のノウハウと全国的な情報を取得できる ・図書館の運営や予算の中期展望が立てられ行政の安定化が図られる ・館長司書等の人材確保の安定性が図られる 	<ul style="list-style-type: none"> ・開館時間の延長・休館日の削減など既存の図書館サービスの拡充 ・民間事業ならではの新しいサービスの展開 	<ul style="list-style-type: none"> ・直営では対応できなかったサービスの拡充を同程度の財政負担で実現することができる ・民間事業者が持つ豊富なノウハウや最新の技術や情報が管理運営に反映される ・予算執行や人事をはじめとする管理運営に柔軟な対応が可能となる
12	指定管理者制度導入によるデメリット、対応策について	公共施設の運営の在り方について、民間委託の是非とともに図書館への姿勢を常に問われる	<ul style="list-style-type: none"> ・導入の際、市がデメリットと考える点はなかったが、図書館で活動している読書サークル団体より、個人情報漏洩の危惧や、無料原則の崩壊などの不信感の意見があった ・教育委員会が責任を持って事業者を監督する方針を伝えることにより、一定の理解を得るに至り、導入後は当該サークルをはじめ、他の団体・市民からの苦情・反対は皆無であった 	特段のデメリットはないと考えているが、指定管理者制度導入後も主体性をもって図書館行政に携われるだけの体制や職員のスキルを市側で維持することが必要であると考えている

図書館の運営方針(新7か条)(案)についてのご意見・ご質問

米子市の図書館の設置目的、ビジョン、中長期計画を示して欲しい。

- ・図書館の設置目的については、米子市立図書館条例にあるとおり「市民の知識及び教養の向上に資するため、図書館を設置する。」である。
- ・ビジョンについては、米子市立図書館の運営方針(新7か条)により、米子市立図書館のあるべき姿をお示しすることになると考えている。
- ・中長期計画については、整備面では図書館はリニューアルしたばかりであり、大きな改修や拡張などは当面考えていない。具体的な事業計画については、継続的に行っていくものに加え、新たなものを検討しながら毎年計画していくこととし、協議会に示していきたい。

「新7か条」とあるが「7」にこだわると無理が生じる。

7つにこだわりはない。項目数については、ご指摘に応じ見直しも可能である。

「新7か条」は「7か条」に比べて抽象的な表現となっている。口頭で説明があったような内容が記述された方が市民にわかりやすいのではないかと。

「新7か条」は資料でお示した全体(丸数字部分も含め)であり、ある程度具体的な記述になるよう配慮しつつ、統一的な表現に整理したつもりである。
ホームページ等で市民の方に示す際には、具体的な事業を併せて掲載するなど、わかりやすく工夫していく。

各条が重複気味で実施項目が20個あり、一つひとつは文句の無い項目だが、予算制約状況によりすべて実現させることは不可能。

運営方針を達成するための施策の内容が重なる場合もあるが、問題は無いと考えている。また、予算の制約については念頭に置く必要があるが、運営方針に基づき予算確保に努めていかなければならないと考えている。

「7か条」と「新7か条」の違い

全体としては、従来の「7か条」を行動指針としてより分かりやすいものとなるよう整理したものである。

具体的な相違点としては

「6.ITを活用した情報提供」は「1.学べる図書館づくり」にまとめた。

「7」のうち「地域の文化」については「伝える図書館づくり」へ、「経済の活性化」については、経済ばかりでなく、暮らしに役立つという点から「役立つ図書館づくり」とし、いろいろな課題解決に役立つ図書館を目指し、新たにレファレンスの充実、職員の資質向上をあげた。新しく「つながる図書館づくり」を挙げ、他の図書館や関連機関との連携や市民参加を図っていく。

新しく「広がる図書館づくり」を挙げ、より多くの市民に利用してもらえるよう努めていく。

運営方針の位置づけ、根拠などを示して説明して欲しい。

運営方針の法的な根拠はないが、文部科学省の「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」では「図書館の事業の実施等に関する基本的な運営の方針を策定し、公表するよう努めるものとする」とされている。

運営方針は図書館の運営にあたり留意すべき原則を挙げたものである。職員はもとより利用者の方にも明示し、尊重していただくことにより、より良い図書館をつくっていくための行動指針とするものである。

<参考> 図書館協議会の役割について

図書館協議会は図書館法で次のように規定されている。

第14条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第15条 図書館協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が任命する。

米子市図書館協議会はこの規定に基づき設置しており、以下のような内容について協議あるいは意見をいただいている。

< 毎年の案件 >

決算及び事業報告

予算及び事業計画

図書館の利用状況について

< その他実例 >

図書館の7か条

図書館の整備について

ボランティアの活動について

リニューアル後の図書館の利用時間について

図書館法

(昭和二十五年四月三十日法律第百十八号)

最終改正:平成二十三年一二月一四日法律第一二二号

[第一章 総則\(第一条 第九条\)](#)

[第二章 公立図書館\(第十条 第二十三条\)](#)

[第三章 私立図書館\(第二十四条 第二十九条\)](#)

第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、[社会教育法](#)（昭和二十四年法律第二百七号）の精神に基き、図書館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育と文化の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人が設置するもの（学校に附属する図書館又は図書室を除く。）をいう。

2 前項の図書館のうち、地方公共団体の設置する図書館を公立図書館といい、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人の設置する図書館を私立図書館という。

(図書館奉仕)

第三条 図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、更に学校教育を援助し、及び家庭教育の向上に資することとなるように留意し、おおむね次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

一 郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード及びフィルムの収集にも十分留意して、図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。))を含む。以下「図書館資料」という。)を収集し、一般公衆の利用に供すること。

二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。

三 図書館の職員が図書館資料について十分な知識を持ち、その利用のための相談に応ずるようにすること。

四 他の図書館、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室及び学校に附属する図書館又は図書室と緊密に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借を行うこと。

五 分館、閲覧所、配本所等を設置し、及び自動車文庫、貸出文庫の巡回を行うこと。

六 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、及びこれらの開催を奨励すること。

七 時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること。

八 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。

九 学校、博物館、公民館、研究所等と緊密に連絡し、協力すること。

(司書及び司書補)

第四条 図書館に置かれる専門的職員を司書及び司書補と称する。

2 司書は、図書館の専門的事務に従事する。

3 司書補は、司書の職務を助ける。

(司書及び司書補の資格)

第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、司書となる資格を有する。

一 大学を卒業した者で大学において文部科学省令で定める図書館に関する科目を履修したもの

二 大学又は高等専門学校を卒業した者で次条の規定による司書の講習を修了したもの

三 次に掲げる職にあつた期間が通算して三年以上になる者で次条の規定による司書の講習を修了したもの

イ 司書補の職

ロ 国立国会図書館又は大学若しくは高等専門学校の附属図書館における職で司書補の職に相当するもの

ハ ロに掲げるもののほか、官公署、学校又は社会教育施設における職で社会教育主事、学芸員その他の司書補の職と同等以上の職として文部科学大臣が指定するもの

2 次の各号のいずれかに該当する者は、司書補となる資格を有する。

一 司書の資格を有する者

二 [学校教育法](#)（昭和二十二年法律第二十六号）[第九十条第一項](#)の規定により大学に入学することのできる者で次条の規定による司書補の講習を修了したもの

(司書及び司書補の講習)

第六条 司書及び司書補の講習は、大学が、文部科学大臣の委嘱を受けて行う。

2 司書及び司書補の講習に関し、履修すべき科目、単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。ただし、その履修すべき単位数は、十五単位を下ることができない。

(司書及び司書補の研修)

第七条 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、司書及び司書補に対し、その資質の向上のために必要な研修を行うよう努めるものとする。

(設置及び運営上望ましい基準)

第七条の二 文部科学大臣は、図書館の健全な発達を図るために、図書館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを公表するものとする。

(運営の状況に関する評価等)

第七条の三 図書館は、当該図書館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(運営の状況に関する情報の提供)

第七条の四 図書館は、当該図書館の図書館奉仕に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該図書館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(協力の依頼)

第八条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の図書館奉仕を促進するために、市(特別区を含む。以下同じ。)町村の教育委員会に対し、総合目録の作製、貸出文庫の巡回、図書館資料の相互貸借等に関して協力を求めることができる。

(公の出版物の収集)

第九条 政府は、都道府県の設置する図書館に対し、官報その他一般公衆に対する広報の用に供せられる独立行政法人国立印刷局の刊行物を二部提供するものとする。

2 国及び地方公共団体の機関は、公立図書館の求めに応じ、これに対して、それぞれの発行する刊行物その他の資料を無償で提供することができる。

第二章 公立図書館

(設置)

第十条 公立図書館の設置に関する事項は、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

第十一条 削除

第十二条 削除

(職員)

第十三条 公立図書館に館長並びに当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が必要と認める専門的職員、事務職員及び技術職員を置く。

2 館長は、館務を掌理し、所属職員を監督して、図書館奉仕の機能の達成に努めなければならない。

(図書館協議会)

第十四条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第十五条 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。

第十六条 図書館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他図書館協議会に関し必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

(入館料等)

第十七条 公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない。

第十八条 削除

第十九条 削除

(図書館の補助)

第二十条 国は、図書館を設置する地方公共団体に対し、予算の範囲内において、図書館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。

2 前項の補助金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十一条 削除

第二十二条 削除

第二十三条 国は、第二十条の規定による補助金の交付をした場合において、左の各号の一に該当するときは、当該年度におけるその後の補助金の交付をやめるとともに、既に交付した当該年度の補助金を返還させなければならない。

- 一 図書館がこの法律の規定に違反したとき。
- 二 地方公共団体が補助金の交付の条件に違反したとき。
- 三 地方公共団体が虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき。

第三章 私立図書館

第二十四条 削除

(都道府県の教育委員会との関係)

第二十五条 都道府県の教育委員会は、私立図書館に対し、指導資料の作製及び調査研究のために必要な報告を求めることができる。

2 都道府県の教育委員会は、私立図書館に対し、その求めに応じて、私立図書館の設置及び運営に関して、専門的、技術的の指導又は助言を与えることができる。

(国及び地方公共団体との関係)

第二十六条 国及び地方公共団体は、私立図書館の事業に干渉を加え、又は図書館を設置する法人に対し、補助金を交付してはならない。

第二十七条 国及び地方公共団体は、私立図書館に対し、その求めに応じて、必要な物資の確保につき、援助を与えることができる。

(入館料等)

第二十八条 私立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対する対価を徴収することができる。

(図書館同種施設)

第二十九条 図書館と同種の施設は、何人もこれを設置することができる。

2 第二十五条第二項の規定は、前項の施設について準用する。